

徳島県地域公共交通事業継続応援支援金支給要綱

（目的）

第1条 知事は、長引く原油価格及び物価の高騰により厳しい経営状況にある公共交通事業者の経営安定化を図るため、事業継続に向けた取組を推進する公共交通事業者に対し、徳島県地域公共交通事業継続応援支援金を予算の範囲内で支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- （2）「地域間幹線系統」とは、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第7条第1項に規定されている路線をいう。
- （3）「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- （4）「フェリー事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に定める一般旅客定期航路事業を営業者をいう。

（支援金の支給対象者等）

第3条 支援金の支給対象となる事業者（以下「支給対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- （1）地域間幹線系統若しくはDMVを運行する乗合バス事業者、タクシー事業者又は和歌山徳島航路を運航するフェリー事業者
- （2）県内に本社、支店又は営業所等を有する者
- （3）事業継続に向けて経費削減や収益向上、人材確保などの取組を推進する者

（支援金の支給額等）

第4条 支援金の支給額等は、別表に規定するとおりとする。

（支援金の支給申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支給申請書兼請求書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- （1）計画書兼誓約書
- （2）その他知事が必要と認める書類

(支援金の支給決定等)

第6条 知事は、申請者から前条の規定による支援金の支給申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査して、支給又は不支給を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知するものとする。

(支援金の支給)

第7条 知事は、前条に規定する支給決定後に、支援金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)から提出された支給申請書兼請求書(様式第1号)に基づき、支援金を支給するものとする。

(支援金の支給決定の取消等)

第8条 知事は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、支援金の支給の決定又は支援金の支給を受けたとき。

(3) 自己又は自社もしくは自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当するに至ったとき。

(支援金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により、支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、支援金の返還を命ぜられた者は、知事が指定する期日までに、別に指示する方法により支給された支援金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第10条 前条の規定による支援金の返還に係る加算金及び延滞金については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号)第15条の2の規定を準用する。この場合において、「補助事業者」とあるのは「支給決定者」と、「第14条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消し」とあるのは「第8条の規定による支援金の支給決定の取消し」と、「補助金」とあるのは「支援金」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

別表

支給対象事業者	支援金の支給額
地域間幹線系統を運行する乗合バス事業者	路線バス車両1台あたり 40千円
DMVを運行する乗合バス事業者	以下の計算式により得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。） 「令和8年4月1日から令和8年6月30日までの燃料購入量（リットル）」×20円×2／3 ただし、DMV車両1台あたり30千円を上限とする。
タクシー事業者	タクシー車両1台あたり 20千円
和歌山徳島航路を運航するフェリー事業者	以下の計算式により得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。） （「令和7年度の年間燃料購入額」－「令和6年度の年間燃料購入額」）×1／4 ただし、フェリー1隻あたり6,536千円を上限とする。

様式第 1 号（第 5 条、第 7 条関係）

徳島県地域公共交通事業継続応援支援金 支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

徳島県地域公共交通事業継続応援支援金の支給を受けたいので、次のとおり支援金の支給を申請します。なお、支給が決定されたときは記載している支援金を請求しますので、振込先口座に支援金をお振り込みください。

申 請 者	フリガナ	
	事業者名(申請者)	
	フリガナ	
	代表者 職・氏名	
担 当 者	住所	(郵便番号 ー)
	電話・FAX 番号	電話 ー ー F A X ー ー
	メールアドレス	
	担当者氏名	

- 1 申請内容
支給申請額 金 円
- 2 関係書類
(1)計画書兼誓約書
(2)その他知事が必要と認める書類
- 3 振込先口座

金融機関名 ()	店舗名 ()							
預金種目 (1 普通 2 当座 9 その他)								
口座番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (右づめ)							
口座名義 (カタカナ書き) ()								